

## 【令和5年度埼玉県児童虐待防止対策協議会】弁護士後藤啓二氏講話（後半）

（前半からの続きです）

何とか生き延びて、殺される前に保護された子どもさん、多くは児童養護施設に入るわけですね。最近、里親が増えてきたり、あるいは特別養子縁組も増えてきましたが、やはり中心は児童養護施設に入所するということですね。児童養護施設はかなり良くなったというふうに思ってるんですけども、一般家庭に比べるとやはり生活水準が低い、大学進学、就職も不利ということでもありますし、また心の傷、トラウマをほとんどの子が受けているわけですが、専門的な治療をほとんど受けることができない。また、基本18歳で卒園するわけですが、その後は、これちょっと最近は改善されつつありますが、基本ほったらかしですね。卒園後は1人で生きていってくださいという制度で、ほとんど無理だろうというような制度になっているわけです。せっかく助けられた子どもたちについて、児童養護施設入所中、あるいは卒園後の支援が必要だということです。

次に、知事も先ほどお話されましたが、そういう児童養護施設に入らなくて在宅のまま虐待を受けている子ども、ネグレクト家庭にいる子どもたちが、これはまた膨大な数の子どもたちがいるわけです。これは、行政や警察は未把握なのですが、こういう子どもたちを守るためには、子どもの居場所作り、この点については最近は進んできたと思いますが、こういう危険な、行政が把握していないのだけれども、危険にさらされている子どもたちが多数いますので、こういう子どもたちを守るための居場所作りというのをする必要があります。

本日は時間の関係で、2点目は割愛しまして1点目についてのみお話をさせていただきます。

第1の、児童養護施設に入所中、卒園後の子どもたちへの支援であります。これは実は本当に色々やろうと思えばできるんですよ。学習・スポーツの支援、語学、パソコン等の研修、運転免許等資格取得の支援、あるいは一人暮らしを控えた退所予定者に対する自立支援、あるいは退所者への住居の提供、住居費の支援、大学進学者への奨学金等の給付、自立支援施設の設置、その後の相談受付、児童養護施設出身者の企業の積極的採用、児童養護施設の施設・設備改善のための寄付などです。

また、大きな2点目としては、性虐待等、深刻な虐待を受けた子どもたちに専門的な治療を受けることができるようにするための支援、大きくはこういうものが考えられるわけでありまして。

これはやはり、個人でも本当にやっておられる方もおられるんですけども、非常に期待されるのは企業ですね。最近ではSDGsというのが企業も求められるようになっておりますので、SDGsに位置づけてやってもらえればなど。特に本業を通じて多くの支援が可能でありまして、ひとつは学習塾・自動車教習所がその費用を減免するというものです。埼玉県では、自動車教習所協会が確か数万円の減免されているということで、これも非常に進んだ取組をされておられると思うのですけれども、こういうことをそういう関

係企業さんでやってもらえないかと考えております。

あるいは、野球の球団やサッカークラブが試合招待や実技指導、色々なことができるのではないかと考えられます。この資料は埼玉県に本拠がある西武ライオンズの取組です。仕事の関係でちょっと関わり合いもあるものでよく存じ上げてるんですけども、西武ライオンズの取組としては、子ども虐待防止オレンジリボン運動に賛同しいろんな活動をやっておられます。年1試合をライオンズオレンジリボン運動デーとして開催していると。私も毎年見に行ってるんですけども、そこで全部、皆オレンジの何か、球場全体をオレンジにして、募金集めとかチャリティーオークションとか色々なことをやってるんですよ。その募金などを児童虐待防止全国ネットワークに寄付されています。そのほか色々な活動をしています。いろんなイベントを、小学校などにいろんな寄付をしたりしてるんですけども、私も非常に驚いたのは、球団としてというよりも、実は各選手が、各選手や選手会が自主的にやっておられる活動というのが非常に多いんですよ。選手が自主的に児童養護施設の児童や障害者の子どもたちを試合に招待したり、訪問活動をされておられるということで、こういうスポーツ選手っていう方はすばらしい取組をやっておられるなど。球団もね、それに応じていろんなことをやっておられるわけです。埼玉県では他のところも色々やっておられるんじゃないかと思うんですけどね。ひとつはこういうスポーツ関係企業が色々な子どもたちへの支援をできるのではないかと考えております。その他、IT企業はパソコンを支給して研修を実施するとかですね、大学・専門学校が授業料減免するとか、施設の卒園を控えた児童のひとり暮らしのための研修やプレゼントを贈呈するとかいろんなことが考えられるわけでありませう。

私どもの方も、全くささやかで御紹介するようなことでもないのでありますが、埼玉県で2020年、コロナの直前だったのですが、こども安全課に御相談して、非常にささやかなのですが、埼玉県の児童養護施設の退所予定の子どもたちの自立支援研修ということにつき、ここに書いてあるようなことを考えてるんですがいかがでしょうかというようなことをご相談して、御快諾いただき児童養護施設を紹介していただいて、このような研修を企画しました。その際、埼玉県の医師会の方にもお願いして、医師の先生を御紹介していただくなど、準備をしていたのですが、研修の1日目をやった時点で、だいぶコロナが蔓延してきて、これはやはり子どもたちにうつすわけには絶対にかないないので、2日目は中止だということになってしまいました。我々のような零細といいますか、名もない団体でもやろうと思えばできるんですけども、こういうことをね。ただ私どもでは規模も小さいし、社会的にも知名度がありませんので、こういうことを企業が大々的にやってくれないかなと考えております。そこで、昨年11月に日本経団連と経済同友会と商工会議所あてにこのような児童養護施設の子どもたちへの支援をやってくれませんかと要望しました。経団連はそれなりの方にお会いしてお願いしたのですが、そういうのは各企業がやられてますからと言われ、経団連としてはやりますとは言ってくれない。ただ、経済同友会の方は、各県に同友会の組織がありますので、やろうとする場合には地元の組織を御紹介しますよと言ってくれました。今後、同友会に加盟されている企業は御相談したら御協力いただけるかもしれませんが、正直言いまして、経済界としての取組は残念ながら低調な現状です。

それで、私はぜひ今回ここでお話させていただきたいなと思っていますのは、埼玉県で企業の協力を得て実施できないかということです。例えば、毎年、県内の全児童養護施設で、退所予定児童の一人暮らし生活支援研修、例えばですがこういうことを計画して、協力してくれる企業を募って場所の提供、私は川越プリンスホテルでやったんですけども、実施施設を提供していただいたりプレゼントの御寄附をしてもらったり、あるいは研修の講師を派遣してもらおうとか、あるいは企業の採用説明会をその場でやってもらおうとか、何かそういうのをできないかと思っております。

実は、こういう研修は沖縄県でやっております。コロナ禍前に沖縄県でこういうのがあるということで、私は一応弁護士なもので、ひとり暮らしに必要な法律知識みたいなことをお話しさせていただいて、非常にささやかながら参加した子どもたちにプレゼントもさせていただいたことがあります。県によっては児童養護施設側でこういうのを企画しておられますので、そういう研修を企画していただいて、それに企業が協力していくような取組ができればいいなと。埼玉県でそういうことをやられるのであれば、もちろん私の方でも、できるだけ御協力をさせていただくつもりでございます。

あとは先ほども言いましたが、IT企業がパソコンの研修をすとか、学習塾または語学学校が語学研修するなどが考えられるでしょうし、全国ではおそらくどこかでやっておられるのではと思います。埼玉県でも、自動車教習所協会はやっておられますので、ぜひこういうことをやっていけたらなと思っております。

次に、もう一つの大きな問題なのですが、何とか生き延びた子どもに対しての必要な精神的な治療・ケアの実施についてということにつき、お話をさせていただきます。

虐待を受けた子どもたちの、まずほとんどと言いますか100%ぐらいは、もちろん程度にもよるんでしょうけれども、心の傷、トラウマを抱えています。これは、本来であれば、専門的な治療をして、できるだけトラウマを少なくして前向きに生きていってもらうようにする必要があると思うんですけども、私の実感としては、ほとんど実施されてないと思います。専門的な医師が少ない、あるいは医療機関としても採算性が難しくそのような施設は少ない、あるいは被害児童や保護者にそもそもそのような医療機関がどこにあるか知られていないと思います。私のところにもそういう保護者の方から相談がよくあるんですけども、普通の人ほとんど知らないわけです。埼玉県でやっておられるかもしれないんですけど、児童相談所や警察、あるいは児童養護施設などから専門医に繋がる仕組みがないように思います。私の知る限り、数年前はある県では全然そのような仕組みはなかったですね。私がこの話をすると、「いやそんな、へえ」みたいなことを言われて、「全くやってません」という県はありました。今は前よりも進んでいるのではないかなと思うんですけども、児童相談所や警察などが虐待を受けた子どもたち、全員とは言いませんが、かなりダメージ受けてるなっていう子だけでも専門医に繋がるような仕組みを作ってほしいと思います。あとは医療行為に当たらないカウンセリング費用は自己負担となっているなどの問題があるわけです。これを補助する公的な制度はほとんどない。意外に思われるかもしれませんが、一つあるのが、警察による犯罪被害者に対する一部公費負担制度です。この制度は、もちろん児童虐待に限らないんですけども、犯罪被害者は、もち

ろん大人であっても大変な心の傷を受けておりますので、そういうカウンセリングが必要なわけです。それを警察が公費負担するという制度が、実は予算措置されています。一応こういう制度があるんですけども、予算の制約もあって、この制度の適用を受けている子どもはごく少ないでしょうし、そもそも虐待を受けた子どもが果たしてこの制度を利用しているかどうかは分かりません。次に、求められる対策なんですけれども、そもそもはその専門医・専門病院が少ないという問題がありまして、これはもういかんともしがたいのですが、今からでも早急に増やしていくという努力を、厚労省の方でやってもらわないと、始まりません。今できることってというのは、全員とは言わないんですけども、深刻な虐待、性虐待等深刻な虐待を受けた子どもたちがトラウマの治療を受けられるような体制の整備を、各自治体ごとにやっていただけないかということです。これは役所に聞くと必ず「やっています、やっています」と言って、各県とも「こういうネットワーク作っています」とか、「性犯罪被害ワンストップセンター作っています」とか、国に聞いても県に聞いても市に聞いても「やっています、やっています」と、必ずそういう説明です。それは別に嘘ついているわけじゃないんですけども、そういう体制があることは確かなんですけど、それで多くの子どもたちが救われてるかっていうとそういうことはないわけです。多分ほとんど知られてないとか、あるいは相談しても、これは自治体のせいではないんですけども、実際に専門医に受診してもらうまで3か月待ち、半年待ちみたいなこと、これは専門医が少ないのでどうしようもないといえどどうしようもないんですけども、半年待ちみたいなことになっているんですね。

また性犯罪ワンストップセンター、これも私が警察庁にいるときに始めて、よくここまで広まったなと思うんですけども、ただやはり性犯罪を受けた直後の支援活動はかなり進んでるんですけども、その後の継続的な支援というのは、なかなかできてないというのが残念ながら実情です。もちろんそういう緊急時の支援というのは最優先で必要だと思うんですけども、特に性犯罪などの深刻な虐待を受けた子どもたちに対しては、緊急時以外も、長期にわたる支援体制というのは絶対必要ですので、長期にわたる支援体制の整備が必要です。

この資料に書かれているのは専門医の方の文章なんですけれども、虐待経験を受けた子どもを見守る温かい環境が必要であり、虐待は保護して終わる問題ではない。虐待などの小児期の逆境的体験が長期にわたる課題をもたらすことをもっと社会が認識する必要があるということだと思えます。

一部の専門的な医師の方にはこういう問題意識はおありなんだろうけれども、なかなか国レベルではないわけでありまして。国レベルでは直ちにやれることをやってほしいですし、自治体レベルでもやれることからやっていく必要があると考えております。

せっかくこういう機会をいただいたので、埼玉県で可能なことはやっていただけないかということをお話させていただきます。例えば児童養護施設入所中の児童全員につき、全員と言うとちょっと無理かもしれないですけども、重い虐待、心の傷のひどい子どもについて専門的な治療、カウンセリングを実施する、あるいは退所後も受けられるような制度というのを作っていただけないかと考えております。あるいは警察、児童相談所が、性犯罪、性的虐待、重篤な虐待で保護した児童につき専門的な病院（あるいは調整機関）に連

絡すると専門的な治療を受けることができる制度。やっておられるんじゃないかという期待はあるのですが、もしまだなら、そういうこともやっていただけないかと思います。

あとは病院型ワンストップセンターの設置です。ワンストップセンターにもいろんな形態があるんですが、やはり病院でやっていただくのが一番いいのではないかと考えておりまして、この点についても検討していただければと存じます。

あるいはこれはやっていただいているところが多いと思うんですが、主に児童養護施設に入っている子どもたちに対して定期的に健康診断、特に歯の治療をしていただくという制度を作っていただけないかと思います。本日は医師会、あるいは歯科医師会の先生もお見えでございますので、こういう場で、ちょっとお願いをさせていただき次第でございます。

あとは大きな問題のところでも触れましたが、在宅でいる子ども、それでも危険な家庭というのが結構ありますので、こういう子どもを守るために居場所作りが必要です。この子どもの居場所づくりについては最近本当に進んできたと思います。子ども食堂をはじめ、多くの居場所というのが設置されておりますので、この取組については、今進めておられることをより多く進めていかれたらなと考えております。

最後でございますが、本日は「Working Together」ということでお話をさせていただきました。これはイギリスの児童虐待対応の理念なんですけれども、イギリスでは児童保護部局と警察が同じ事務所に勤務し、虐待疑いのある事件を全件共有し原則共同調査、要するに一緒に家庭訪問するんですよ。今、岐阜市でやっていることなんですけど、子どもを守るという目的のため、関係機関が連携することは当たり前、各機関の互いの業務を理解し敬意を表し、信頼関係を構築してベストの取組で子どもを守る姿勢が必要であろうと。これを全国で展開できたらすばらしいなと思っております。

子どもへの支援も同様でありまして、国や自治体任せにするんじゃなくて、企業とか医療機関とか、あるいは住民が、それぞれの立場でできることがありますので、このようなこともやっていくということだと思います。これも「Working Together」だなと考えております。このような子どもたちへの支援については、国や自治体任せにするんじゃなくて、企業、あるいは住民もできるだけの協力をしていくことが必要じゃないかというふうに思っております。

大変雑駁な説明でございましたが、これで終わらせていただいて、あとはお時間の許す限りご質問とかいろいろ意見交換させていただければと思います。

どうもありがとうございました。